

申請に必要な添付書類と申請理由一覧

1 小学校・中学校で新1年生になる子がない家庭(新入学用品費の入学前支給の対象外の方)

※令和6年4月1日時点で、以下のいずれかの申請理由に該当すること。

申請理由		申請に必要な添付書類	備考
1-7	生活保護法に基づく保護の停止 または廃止	不要	
1-イ	市町村民税の非課税 (所得割額・均等割額ともに非課税)	不要	家族全員が非課税であること
1-ウ	市町村民税の減免	不要	
1-エ	個人の事業税の減免	減免決定通知書の写し	
1-オ	固定資産税の減免	不要	
1-カ	国民年金の掛金の減免	減免決定通知書の写し	家族全員が対象 申請時と7月更新時に提出が必要
1-キ	国民健康保険料の減免または 徴収の猶予	不要	家族全員が対象 軽減(平等割、均等割)は除く
1-ク	児童扶養手当の受給 ※ひとり親世帯に給付される手当です	児童扶養手当証書の写し	申請時のみ
1-ケ	生活福祉資金貸付制度による貸付	貸付の決定通知書の写し	
2	申請理由1ア～ケに該当しないが、 <u>経済的な理由で就学困難な者</u>	江津市に住民登録がある人は書類が不要になることがあります ※詳しくは、裏面の注意事項を確認してください	世帯の所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯(生計同一の別世帯を含む)
3	生活保護を受けている世帯	不要	

2 小学校・中学校で新1年生になる子がいる家庭(2月上旬までに申請する方のみ)

申請理由		申請に必要な添付書類	備考
1-イ	市町村民税の非課税 (所得割額・均等割額ともに非課税)	①令和5年分の給与所得の源泉徴収票の写し	家族全員が非課税であること
2	申請理由1ア～ケに該当しないが、 <u>経済的な理由で就学困難な者</u>	②令和5年分確定申告書「控」の写し(要受付印) ③令和5年分市県民税申告書の写し(要受付印) ①②③のいずれか ※生計同一世帯内の世帯員ごとに必要です	世帯の所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯(生計同一の別世帯を含む)
1-7	生活保護法に基づく保護の停止 または廃止	不要	
1-ウ	市町村民税の減免	不要	
1-エ	個人の事業税の減免	減免決定通知書の写し	
1-オ	固定資産税の減免	不要	
1-カ	国民年金の掛金の減免	減免決定通知書の写し	家族全員が対象 申請時と7月更新時に提出が必要
1-キ	国民健康保険料の減免または 徴収の猶予	不要	家族全員が対象 軽減(平等割、均等割)は除く
1-ク	児童扶養手当の受給 ※ひとり親世帯に給付される手当です	児童扶養手当証書の写し	申請時のみ
1-ケ	生活福祉資金貸付制度による貸付	貸付の決定通知書の写し	

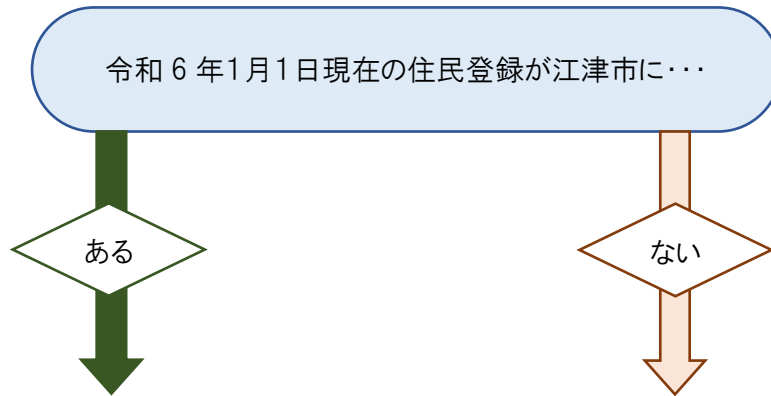
(裏面に続く)



注意事項



「2 申請理由 1 に該当しないが、経済的な理由で就学困難な者」で申請する場合



令和 6 年 1 月 1 日現在の住民登録が江津市にある場合	令和 6 年 1 月 1 日現在の住民登録が江津市にない場合
<p>添付書類は不要です。</p> <p>※申請書にて、保護者の同意を得て、課税台帳の内容を教育委員会が確認します。なお、この所得等の確認の結果を本制度の審査以外に用いることはありません。</p> <p>※<u>生計同一世帯内に未申告者がいる場合には、不認定となることがあります。必ず申告してください。</u></p> <p>※世帯員が、18 歳以上の方も所得の審査対象になります。(学生や世帯員の扶養に入っている場合を除く。)</p> <p>※申請書に記入した生計同一世帯内に江津市外の世帯員が含まれる場合には、その世帯員の所得課税証明書が必要となります。</p>	<p>令和 6 年 1 月 1 日現在で住民登録のある市区町村の「令和 6 年度所得課税証明書」の提出が必要です。</p> <p>※<u>申請時点では令和 6 年度の証明書は発行できません。</u> 5 月または 6 月以降、証明書の交付ができるようになります。</p> <p>※<u>4 月認定を希望する場合は、申請書を先に提出し、証明書の発行ができるようになった後に証明書を提出してください。</u></p> <p>※所得課税証明書の交付手続きについては、お手数ですが該当市区町村役場へお問い合わせください。</p>